知ってほしい、 健康被害救済制度のこと。

アスベストによりこれらの病気にかかった方やご遺族は 医療費などの救済給付が受けられます。

> ※労災保険等と救済制度に同時に申請を行うことはできますが、両方の制度から給付を受けることはできません。 (建設アスベスト給付金制度についてはこの限りではありません。)

中皮腫

アスベストによる 肺がん

著しい 呼吸機能障害を伴う 石綿肺

著しい 呼吸機能障害を伴う びまん性 胸膜肥厚

アスベストによる病気は潜伏期間が長く、発症までに約40年かかる場合があります。

アスベストが身近にありませんでしたか?

息切れ、胸の痛みなどの症状はありませんか?

中皮腫や肺がんで亡くなられたご家族はいませんか?

もしかして、と思ったら まずお電話を。

無料

電話

石綿救済相談ダイヤル 0120-3



病にかかりお亡くなりになった方のご遺族に対する特別遺 族弔慰金等の請求期限が10年延長されました。









アスベストとは…

- 天然の極めて細い鉱物繊維で、熱や摩擦などに強く、 丈夫で変化しにくい特性から、過去に大量に輸入され、 さまざまな建築材料や工業製品に使用されてきました。
- 体内に吸い込むと肺の組織内に長い間滞留し、さまざ まな病気を引き起こすことがあります。





(画像提供:国立科学博物館)

吸い込んだ可能性のある方

- 建設業などアスベスト製品を取り扱う仕事をしたことの ある方、またそのご家族
 - (作業着などに付いたアスベストを、洗濯した家族が吸い込んだ可能性があります。)
- アスベストを取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方





アスベストによる病気

アスベストによる病気は、潜伏期間が非常に長いことが特長です。例えば、中皮腫の場合、その多くがアスベストを吸って から40年前後という長い月日を経て発症するとされています。

中皮腫

(潜伏期間40年前後)

肺がん (潜伏期間30∼<u>40年程度)</u> 著しい呼吸機能障害を伴う 石綿肺 (潜伏期間10年以上)

著しい呼吸機能障害を伴う びまん性胸膜肥厚 (潜伏期間30~40年程度)

アスベストが原因で病気になった場合の補償・救済制度

※アスベストが原因の病気になっていなくても、過去にアスベストに関する職歴がある場合などは、 年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた(または亡くなったご家族)は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか?

はい

いいえ

あなた(または亡くなったご家族)は、労働者*または労災保険の特別加入者ですか?

※労働者とは「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、 アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

いいえ

労災保険制度による「労災保険給付」 または

石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金」

(労災保険の遺族補償給付の請求権を5年の時効により失った場合) を受けられる場合があります。

> お近くの労働基準監督署または 都道府県労働局にご相談ください

労災保険相談ダイヤル

0570-00603



https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

※ご利用にあたっては、通話料がかかります。(全国一律料金) ※労災保険給付などに関する一般的な質問についても受け付けています。

石綿健康被害救済制度による「救済給付」

を受けられる場合があります。



環境再生保全機構 にご相談ください

石綿救済相談ダイヤル

J 0120-389-931



https://www.erca.go.jp/asbestos/931/

アスベスト 救済



